「あおぞらレター」は、実務に活かせる情報をお届けします

あおぞら Letter

Vol.26
2024.5.28
担当：古城

令和６年 高年齢者雇用状況等報告書・障害者雇用状況報告書について

企業は、高年齢者・障害者の雇用状況等について、年１回、６月１日の状況を報告します。対象企業には、５月下旬頃に報告書が届きます。今回はこの報告書の作成にあたっての注意点などをお知らせします。

対象企業

対象企業は以下のとおりです。なお、報告ごとに対象企業が異なりますので、ご注意ください。また、各報告において、報告の対象となる高齢者や障害者を雇用していない場合でも、対象者数をゼロと記入して報告します。

高年齢者雇用状況等報告

「高年齢者雇用状況等報告書」が郵送されてきた企業（おおむね従業員数 **20 人**以上）

※法律上は従業員数に関わらず報告義務がありますが、報告しなくても罰則はありません。

障害者雇用状況報告

常用雇用労働者数 **40 人**以上(企業単位)の企業

※常用雇用労働者数は **1 年を超えて**継続して雇用しており(見込みを含む)、**かつ**、1 週間の所定労働時間が **20 時間以上**の従業員の人数です。

※除外率が設定されている場合は、**常用雇用労働者数 ×（１－除外率）**で計算した数が 40 人以上となる企業が対象です。

報告期限

令和６年７月 16 日（火）

報告方法

電子申請(e-Gov 電子申請システム)または、公共職業安定所への**郵送、持参**

高年齢者雇用状況等報告書の作成上の主な注意点

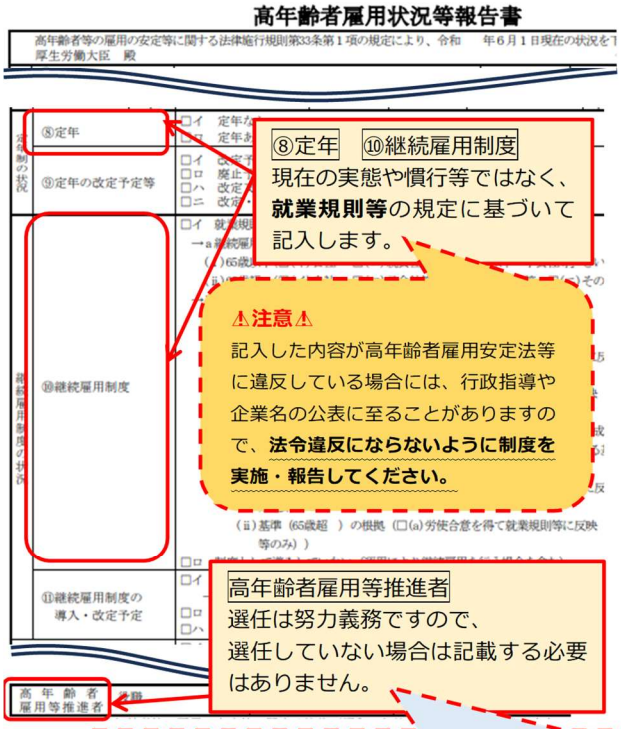

⑧定年　⑩継続雇用制度
現在の実態や慣行等ではなく、**就業規則等**の規定に基づいて記入します。

⚠注意⚠
記入した内容が高年齢者雇用安定法等に違反している場合には、行政指導や企業名の公表に至ることがありますので、**法令違反にならないように制度を実施・報告してください。**

高年齢者雇用等推進者
選任は努力義務ですので、選任していない場合は記載する必要はありません。

有期雇用特別措置法の第二種計画認定を受けている場合には、申請内容と齟齬がないように記入してください。

障害者雇用状況報告書の作成上の主な注意点

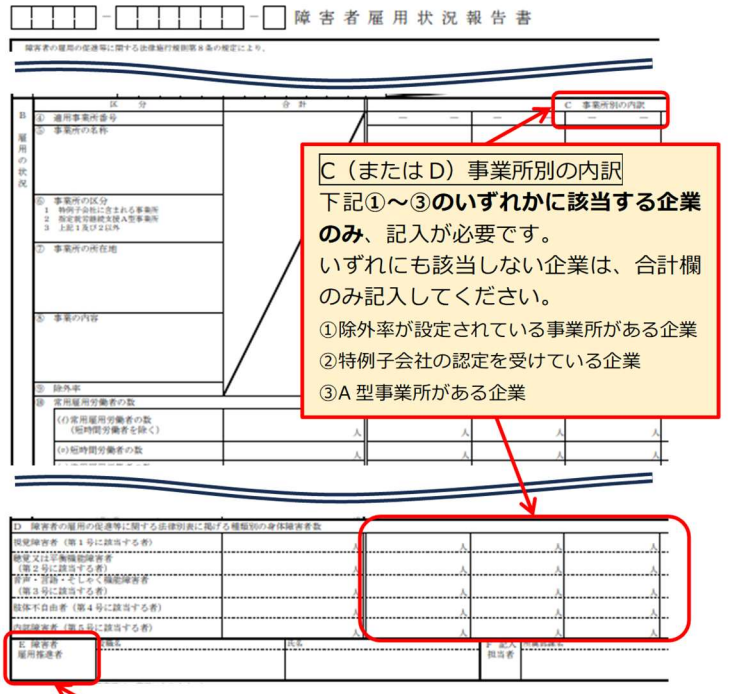

C（または D）事業所別の内訳
下記①～③**のいずれかに該当する企業のみ**、記入が必要です。
いずれにも該当しない企業は、合計欄のみ記入してください。
①除外率が設定されている事業所がある企業
②特例子会社の認定を受けている企業
③A 型事業所がある企業

E 障害者雇用推進者
選任は努力義務ですので、選任していない場合は記載する必要はありません。

★詳しい記入要領や報告書の書式は、下記のサイトをご覧ください。
令和６年高年齢者・障害者雇用状況等報告の電子申請による提出について｜厚生労働省（mhlw.go.jp）

詳細やご不明な点は弊所までお問い合わせください。社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング TEL：03-3526-4277